



- (2) 収入印紙を必要額を超えて貼付している場合は、申請書の余白に「過納承諾氏名」のように記入すること。

2 1の欄は、次によること。

- (1) 住所の欄は、日本産業規格JIS X0401及びX0402に規定する都道府県コード及び市区町村コード(以下この別表において「都道府県コード」という。)、郵便番号並びに住所(申請者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地)を記載すること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。
- (2) 申請者が外国人である場合は、住所については、国籍及び日本における居住地を記載すること。
- (3) 法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載すること。ただし、申請者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。
- (4) 代理人による申請の場合は、申請者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を枠下に記載すること。この場合においては、委任状を添付すること。ただし、包括委任状の番号が通知されている場合は、当該番号を記載することとし、委任状の添付は要しない。
- (5) 法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。

3 2の欄は、次によること。

- (1) ①の欄は、第2条第1項に掲げる無線局の種別を記載し、複数の無線局を一括して申請を行う場合は、無線局の種別ごとの局数を併せて記載すること。
- (2) ②の欄は、認定を希望する無線局の免許の番号を記載すること。
- (3) ③の欄は、認定を希望する無線局を設置する航空機の登録記号を記載すること。
- (4) ④の欄は、その他必要な事項がある場合は、その内容について記載すること。
- (5) ①から④までの欄は、それぞれの欄の内容を無線局ごとに対応させて記載すること。

4 申請者が既に他の無線設備等保守規程の認定を受けている場合であつて、当該認定の内容と当該申請に係る無線設備等保守規程の内容に同一の事項があるときは、2④の欄にその旨及び当該認定の認定の番号を記載すること。

5 申請書の用紙は、日本産業規格A列4番とし、該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。